

VMware クラウドサービス利用約款

本サービス(以下に定義される)を利用することにより、**契約者**(個人または、法人のために購入もしくは取得された場合は、当該法人)は株式会社ウィザース(以下、「当社」という)との間で、この**VMware**クラウドサービス利用約款の条件、条項(以下 利用約款)及び本サービスに関する付属文書(以下は、**本サービス文書**)に従うものとします。利用約款及び**本サービス文書**を合わせて「**本契約**」と言います。

本契約の全てについて同意されない場合は、**本サービス**を利用できません。

契約者が、「同意します I accept」または同様のボタンまたはチェックボックスのボタンをクリックしたとき、または、**契約者**は**本サービス**を最初に利用したときに、いずれか早い方の時点で、本契約は効力を有し、**サブスクリプション期間**の終わりまで、または本契約に従って解約されるまで、効力を有します。

1. 本サービス

- 1.1 **本サービス**は、**契約者**自身と**契約者**の関連会社に限り利用できます。**本サービス**に関する権利の再販売・サブリースはできません。
- 1.2 **契約者**は、**本サービス**で、以下のような利用をすることは禁じられています。
 - a **法律**に違反し、**契約者**や当社が**法律**に従わないことになるような方法による利用
 - b 他人の権利を侵害するような利用
 - c **本サービス**やその他のサービス、機器、データ、アカウントまたはネットワークに権限なくアクセスすることを試みたり、脆弱性を試したり、妨害するような利用
 - d スпамメールやマルウェアを拡散するような利用
 - e **本サービス**に支障を生じさせ、他人の**本サービス**の利用に障害を生じさせる利用
 - f **本サービス**の技術的な制限、連続する料金の計算、使用制限をかいぐる目的での利用
 - g **ハイリスク業務**
- 1.3 **本サービス**に以下のようなコンテンツをアップロードすることは禁じられています。
 - a 人や物に対し障害や損害を与えるリスクを発生させるかもしれないもの
 - b 犯罪や不法行為を構成または幫助するかもしれないもの
 - c 違法、不法、損害を与える、ポルノ、名誉棄損、侵害行為、プライバシーやパブリシティ権の侵害となるデータ
 - d **契約者**が**本サービス**にアップロードする権利を有しないデータを含むもの
 - e **HIPAA**(医療保険の相互運用性と説明責任に関する**法律**)の適用を受ける情報となるもの(ただし、**契約者**が当社との間で、Business Associate Agreement(**HIPAA**の定義による)を締結している場合を除く)
 - f 本契約において特に禁じられているもの

- 1.4 評価やトライアル、概念実証等の目的で、無償で、**本サービス**あるいは**本サービス**の内容や機能へのアクセスの提供を受けている場合（評価サービス）、評価サービスを当該目的に沿って適切に利用しなければなりません。（特段の定めがなければ）利用期間は30日に限られます。評価サービスを生産データと一緒に利用する場合のリスクは**契約者**が負います。特に許可をえない限り、認められた利用期間が終了した後は、評価サービスや評価サービス内のデータにアクセスできません。評価サービスは、「現状有姿」で提供され、補償責任、サポート、サービレベルの約束、明示・黙示のあらゆる保証は受けられません。評価サービスの利用に基づいかなる請求も、5000米ドル（または、**契約者**の国・地域での通貨による同等額）を超えることはできません。

2. 知的財産の帰属

- 2.1 **本サービスの帰属** 全ての改良版、強化版、修正版、二次的著作物を含む**本サービス**に対する全ての権利、権原、権益ならびに、**本サービスの知的財産権**はすべて、**VMware**または当社が保有するものとします。**契約者**から寄せられる、コメントやサジェスチョンなどのフィードバックは、当社がこれを制限なく利用できるものとし、フィードバックに含まれる全ての権利、権原、権益は、**契約者**から当社に対し、即時に取消不可で譲渡されます。**本サービス**を利用する権利は本契約に明示で提供されるものに限定されます。**本サービス**やオンプレミスのソフトウェアに関し、その他の権利が提供されることはありません。
- 2.2 **コンテンツの帰属** **契約者**のコンテンツに対する権利、権原、権益および、**契約者**のコンテンツのすべての**知的財産権**は、**契約者**に帰属します。
- 2.3 **デジタル・ミレニアム著作権法 (DMCA)** **契約者**の著作物がコピーされたり、**契約者**の著作権の侵害となる形で**本サービス**においてアクセスが可能な状態であると思われるときは、**VMware**の著作権代理人に通知を送り、以下の情報を**VMware**に送ることができます。著作権侵害の報告についてのみ、以下まで連絡してください。

VMware, Inc.
Intellectual Property Counsel
3401 Hillview Avenue
Palo Alto, California 94304
United States of America
Email: copyright@VMware.com
Telephone: +1-877-486-9273

3. セキュリティ対策

- 3.1 当社は、**本サービス**の秘密性、完全性、および安全性を守るための手段を講じ、維持する責任を負うものとします。当社は、**契約者**の**コンテンツ**に対する権限ないアクセス、破壊、損失、利用不可、変容から**契約者**の**コンテンツ**を守るための適切な技術的・組織的

セキュリティ対策を実行し、維持します。当社は、**データ処理に関する追加合意書**（別紙1）に従って、**契約者のコンテンツ**を処理します。当社は、**本サービス**を提供するのに必要とされる場合と、9.5条に定めるほかは、**契約者のコンテンツ**にアクセス、開示することはありません。当社は、**契約者のコンテンツ**を開示したり、権原のない第三者による**契約者のコンテンツ**に対するアクセスを許可することはありません。本サービスにコンテンツをアップロードしただけでは、**契約者のコンテンツ**が当社に開示されることはありません。当社による本契約の違反で、**契約者のコンテンツ**に対する権原のないアクセスが生じた場合は、7条の対象となります。なお、データ処理に関する追加合意書3.3に従って、VMwareよりデータ処理受託者（Sub-processors）のリストが提供される場所、現時点での当該リストを別紙4 “Sub-processors” として添付します）。

3.2 **契約者は、以下の責任を負うものとします。**

- a **本サービスとそのセキュリティが契約者のコンテンツ・利用目的に即していることを確認すること**
- b **契約者のコンテンツの秘密性、完全性及び安全性を守るための適切な手段を講じ、これを維持すること**
- c **契約者のログイン資格で生じる本サービスの利用に関すること**
- d **契約者のコンテンツに関すること**
- e **契約者のユーザーが本契約を守ること**
- f **契約者のユーザーに対する必要な通知を送り、彼らの本サービスの利用に関する法的に必要な同意を契約者のユーザーから取得すること**

3.3 **契約者のコンテンツまたは契約者のユーザーによる利用に本契約の違反があると気づいたときは、速やかに、そのコンテンツの除去、その利用の一時停止し、またはユーザーの本サービスへのアクセスを停止しなければなりません。もし、契約者のアカウントで情報漏洩が起きたと確信するに至ったときは、契約者はすぐ、当社に重要性度1のサービス要請を提出して通知しなければなりません。当社が、本サービスにおける問題が、契約者のコンテンツまたは契約者による本サービスの利用によるものだと合理的に判断した場合は、契約者は、合理的に必要な範囲で、当該問題の解決に協力しなければなりません。**

4. 注文、支払及び税金

4.1 注文一般

4.1.1 **契約者は、以下の責任を負います。**

- a **権限のあるメールアカウントを設定すること**
- b **当社に対し、当社が契約者の注文を受け付け、契約確認書の記載に必要な情報を提供すること**
- c **本契約の有効期間中、契約者の登録情報を正確・完全に保つこと**

4.1.2 **契約者は、本サービスの利用によって生じる全ての料金を支払わなければなり**

ません。これには、約束した金額、アドオン機能の費用、本サービスの実際の利用に基づき請求される料金が含まれます。契約者が本サービスの利用権を当社パートナーを通じて購入した場合でも、当社は、契約者に対し、追加料金（これには、メーター課金、またはコミット分を超えた利用に対する超過料金）を直接請求することがあります。

- 4.1.3 全ての注文は、本契約の定めに従い、当社がこれを承諾するまで、拘束力を持ちません。当社が、契約者のアカウントに紐づけされたEメールアドレスを通じて契約者にログイン資格を付与したとき、注文は承諾されたものとみなされます。全ての注文は、本契約に明示の定めがある場合を除き、返金及び取消はできません。本契約において契約者への返金が認められる場合は、契約者または当社パートナーに送金されます。
- 4.1.4 本サービスに関連して物品が出荷される場合、出荷および引渡条件は、VMwareの地域における配送施設での工場渡し(INCOTERMS 2020TM)、または当社または契約者の当社パートナーが別途定める条件となります。

5. 保証

- 5.1 **限定保証:期間及び救済** VMware及び当社は、本サービスが常に本契約に従って利用される限り、サブスクリプション期間の間、提供されるサービスレベル合意書に従って本サービスが提供されることを保証します。この限定保証に違反した場合における、契約者の唯一の排他的な救済は、サービスレベル合意書に記載されています。
- 5.2 **免責条項** 5.1条に規定された限定保証を除き、法令で許容される最大の限度で、当社は、当社および当社のサプライヤーのために、全ての保証（これには、明示、黙示、法令上の保証かどうかを問わず、商品性、満足いく品質であることや、特定の目的への適合性、権原、他人の権利の非侵害についての保証、取引中もしくは履行中に生じる保証を含みます）を排除します。VMware、VMwareのサプライヤーおよび当社は、本サービスに中断が生じないことや、瑕疵やエラーがないこと、本サービスが契約者の業務に適していること（または適合するように設計されていること）を保証しません。

6. 補償

6.1 **VMwareによる補償:侵害クレーム**

- 6.1.1 VMware及び当社は、(a) 侵害クレームから契約者を防御し、(b)いかなる侵害クレームに関しても、管轄を有する裁判所や政府当局による、あるいは、和解で合意した全ての罰金、賠償金及び費用を補償します。
- 6.1.2 もし、本サービスが、侵害クレームの対象になった場合、または当社が侵害クレームの対象になりそうだと判断した場合、当社は、当社の選択及び費用によって、(a) 本サービスの利用継続のために必要な権利を購入する、あるいは、(b) 本サービスを変更または入れ替えることによって、重要な機能の削減なく、本サービスを非侵害なものとする、のいずれかとします。もし、(a)や(b)に商業的可能

性がない場合は、**契約者の本サービス**を利用する権限を終了させ、有効なサブスクリプション期間の残期間に相当する部分を返金することができます。

6.1.3 **VMware**及び当社は、以下の理由に基づく**侵害クレーム**については何らの義務も負いません。

- a **本サービスとVMware**以外の製品またはコンテンツ(**契約者のコンテンツ**または**第三者のコンテンツ**)との組合せ
- b 本契約に違反する**本サービス**の利用の目的や方法
- c **本サービス**に、当社が承認していない変更
- d オープンソースソフトウェアやフリーウェアの技術に関するクレームや、**VMware**または当社により**VMware**に組み込まれていない派生商品その他の適用
- e 無償で提供される**本サービス**

6.1.4 6.1条は、**侵害クレーム**に対する、**契約者の唯一の排他的な救済**及び当社の全ての責任を定めるものです。

6.2 **契約者による補償** **契約者**は、(a) **第三者請求**から当社を防御し、(b)いかなる**第三者請求**に関しても、管轄を有する裁判所や政府当局による、あるいは、和解で合意した全ての罰金、賠償金及び費用を補償します。

6.3 **補償の要件** 6.1条及び6.2条の義務は、補償を受けようとする**当事者**が、(a) 補償する**当事者**に対して、当該請求・クレームを知ってから合理的な期間内に、**第三者請求**または**侵害クレーム**について通知し(ただし、通知の遅れは、補償する**当事者**の義務を、遅れによって補償する**当事者**が損害を被った限度で、補償する**当事者**の補償義務を免除する)、(b) 補償する**当事者**に、請求についての防御を単独でコントロールさせ、(c) 補償する**当事者**の援助の求めに応じて、当該クレームについて相当の援助を行う場合に限り、適用される。補償する**当事者**は、補償を受ける**当事者**の事前の書面による合意(理由なく拒絶したり、条件づけたり、遅滞させられない)がなければ、補償を受ける**当事者**に何らかの責任を認める義務を負わせたり、**本サービス**や当社の事業や方針に影響を与える請求について和解を成立させることはできません。

7. 責任の制限

7.1 **免責条項** 法律で許容される最大の限度で、いかなる場合も、当社は、契約、不法行為、過失、製造物責任、その他に基づくかを問わず、あらゆる責任の法理に基づく、逸失利益もしくは事業機会の喪失、サービス利用の不能もしくはコンテンツの喪失(停電、システム障害、その他の中断など理由を問いません。ただし、当社は、適用あるサービスレベル合意書に基づく義務は負うものとし)、収益の損失、営業権の損失、事業中断、間接損害、特別損害、付随的損害、派生的損害について責任を負いません。この制限は、**当事者**がこのような損害の生じる可能性について知らされていたかどうかにかかわらず、また、救済手段がその本質的な目的を達成するかどうかにかかわらず、適用されます。一部の法域では、派生的損害または付随的損害の責任の排除または制限が認めら

れていないため、前述の制限が適用されない場合があります。

7.2 **金銭的責任の上限** 本契約に基づく当社の責任は、請求を生じさせた事象前の12か月間で、請求を生じさせた特定の**本サービスの契約者**の利用について、当社に支払ったか、または支払うべき料金総額に等しい金額を超えないものとします。

7.3 **除外** 7.1条及び7.2条の責任の制限は、(a) 本利用約款6.1条における**VMware**の補償義務、または (b) 法によって、除外できない責任には、適用されません。

7.4 **追加的制限**

7.4.1 **VMware**のサプライヤーは、本契約に基づいて何らの責任も負いません。契約者は、本契約に基づいて、彼らに対し、何らのクレームも提起できません。当社の、本サービスにおいて利用され、作成される**第三者コンテンツ**は、7条の適用を受けます。

7.4.2 いずれの**当事者**も、請求理由となる事象が生じてから18か月以上過ぎてから、本契約に基づいて請求を提起することはできません。

8. 期間、停止、解約

8.1 **期間** 契約者は、サブスクリプション期間の間、本サービスを利用する権利を有します。契約者は、本サービスを利用する義務を負いません。契約者は本サービスの利用をいつでもやめることができます。しかし、契約者は、本サブスクリプション期間の間に生じる全ての料金を支払う責任を負い続けます。

8.2 **一時的な停止** 当社は、契約者の本サービスの利用が、本サービスや他の本サービス利用者にセキュリティリスクをもたらすと判断するとき、または、本サービスについて詐欺や濫用を疑うとき、契約者が本サービスを利用するのを一時的に停止することがあります。当社は、法が許す限り、または、通知を送ることで本サービス、本サービスの他の利用者、その他の人や財産に害悪の危険性があると判断しない限り（この場合は、可能な範囲で通知を送ります）、契約者の本サービスの利用を一時停止する前に通知を送ります。当社は、一時停止の原因となった事象が解決し次第、契約者の本サービスへのアクセスを許可します。

8.3 **解除**

8.3.1 契約者が当社に対し、30日の告知期間をもって本契約の終了告知することによって本契約を解約しない限り、本契約は自動的に原契約と同一条件で更新される。

8.3.2 両当事者とも、相手方当事者が、(a) 本契約に違反し、30日告知をもってしても是正しないとき、(b) 是正できないような本契約の重大な違反がなされたとき、(c) 適用される法律を遵守するために必要なときには、適用される本サービスにつき、相手方に書面で通知することにより、本契約を即時解除することができます。契約者が8.3.1条に基づいて本契約を解除した場合は、当社は、解除が効力を生じた日における前払いした**本サービスの料金**を返金します。もし、当社が8.3.1条に基づいて本契約を解除した場合は、契約者は、有効な**サブスクリプション期間**の残りの期間に応じた**本サービスの全ての料金**の支払義務を負います。

8.3.3 両当事者とも、相手方当事者が、(a) 支払不能に陥り、書面で、期限が到来した債

務を返済することができないと認め、あるいは、債権者のための譲渡を行ったとき、(b)管財人、保全管理人、類似の者の管理の対象となったとき、または破産もしくは支払不能手続の対象となったとき、あるいは、(c) 業務を終了または停止したときには、通知をもって即時に本契約を解除することができます。

8.4 解除の効力

- 8.4.1 何らかの理由により本契約が解除された場合、**契約者は本サービスの利用を停止しなければなりません。適用されるサービス要綱に記載された通り、本サービス内に残された契約者のコンテンツの削除が生じます。契約者が、必要に応じて、契約者のコンテンツの写しを保有していることを確認する責任は契約者にあります。**
- 8.4.2 本契約が解除された後も効力を有することがその本質や文脈から意図される条項は、効力を存続する。**データ処理に関する追加合意書**（当社は、本契約が解除された後も、個人情報（**データ処理に関する追加合意書**の定義による）の処理を継続する限りにおいて）も本契約が解除された後も効力を存続する。
- 8.4.3 **契約者が、8.3条または8.4条に基づいて解除することができる場合、または、当社が本契約を6.1条に基づいて解除することができる場合を除き、本サービスにおける契約者の権限の解除は、契約者に返金やクレジットを得る権利を与えません。契約者は、解除の効力発生日において負っている全ての料金について支払義務を負います。**

9. 本サービスの提供

- 9.1 **サポート** 当社は本サービスのためのサポートを、本項に従って提供します。当社は**契約者のユーザーらに提供される契約者のコンテンツについてはサポートを提供しません。**
- 9.2 **サポート内容** 当社は、契約者が本サービスを円滑に利用するため、下記の支援を提供します。
- (1) **製品の技術的問合せのためのサポート一次窓口**
- (2) **本サービスの利用に必要な技術的文書の提供**
- 9.3 **VMwareへのエスカレーション** 契約者から当社へのサポート依頼に対し、当社では解決できない問題であると当社が判断した場合、当社はVMwareのサポートポリシー（別紙5）に従って、エスカレーションし、VMwareの支援を受けるものとします。
- 9.4 **オンプレミス ソフトウェア** もし、契約者がオンプレミス ソフトウェアをインストールする場合、VMwareは**契約者に、限定した、取消可能な、非排他的、譲渡不可、サブライセンス不可のオブジェクトコードライセンスを、オンプレミス ソフトウェアおよび付属書類を利用するために、サブスクリプション期間の間、契約者の本サービスの利用に伴う場合に限り、授与します。契約者は、契約者自身、契約者のユーザーや第三者が、(a) 適用される強行法が許す限り、オン・プレイス ソフトウェアから改編、翻訳、強化、派生品の制作、オンプレミス ソフトウェアをリバース・エンジニア、解体、その他、オンプレミス ソフトウェアからソースコードを取り出すことを試みてはならず、(b) オンプレミス ソフトウェアの複製物に付され、組み込まれた著作権などの固有権の告知を取り除いてはならず、(c) オ**

ンプレミス ソフトウェアにある技術的な制限に違反したり無効化することは禁じられます。9.4条は、**契約者**がオンプレミス ソフトウェアをインストールした際に提示された条件に優先して適用されます。

9.5 オープンソースソフトウェア

- 9.5.1 **本サービス**はオープンソースソフトウェアを使うことがあります。これは、**第三者コンテンツ**とはみなされません。そのオープンソースソフトウェアは、適用されるオープンソース ライセンス ([ここをクリック](#)) に基づいて提供されます。**契約者**は、当社がこれらのライセンス (ソースファイル) これらのライセンスのコピーやソースコード (及びその改定版) を ([ここをクリック](#)) または、書面のリクエストを、3401 Hillview Avenue, Palo Alto, CA 94304, United States of America の **VMware, Inc. General Counsel**宛てに送る方法で入手することができます。全てのリクエストは、はっきりと、「オープンソースファイルのリクエスト」と特定しなければなりません。このソースファイルのコピーを入手ための申し出は、**契約者**が最後に当該オープンソースソフトウェアを使用した、あるいは、**本サービス**を使用する際にオープンソースソフトウェアと相互交流した日から3年間有効です。
- 9.5.2 **契約者**の**本サービス**の利用に適用される本利用約款の全ての条項は、**本サービス**の利用の一部を構成するオープンソースソフトウェアの利用にも適用され、これと矛盾する、通常、当該オープンソースソフトウェアに適用される、オープンソースソフトウェアライセンスに記載された条項に優先適用される。

9.6 変更：利用可能性の終了

- 9.6.1 当社は、適宜、**本サービス**や**本サービス文書**の一部に、ビジネス上相当な変更を加えることがあります。いずれの変更も公開されたとき、あるいは、当社から通知を送ったときに効力を有します。**本サービス**の提供を停止する選択をすることもあります。その場合は、適用される**VMware** ポリシーに従った通知を送ります。
- 9.6.2 もし、**本サービス**の重要な内容や機能を廃止し、あるいは、**契約者**の**本サービス**の利用に重篤な影響を与える変更を加えるときは、当該変更の効力が生じる日に先立って通知を送ります。**契約者**が、重大・重篤な変更を理由に、**本サービス**の権利を終了させることを選択する場合は、**契約者**は、通知を受けてから30日以内に私たちにその旨を通知しなければなりません。**契約者**の通知には、**契約者**の通知から90日以内 (ただし、**契約者**と当社でもっと長い期間を合意した場合は除く) である終了日を記載しなければなりません。
- 9.6.3 **契約者**は、終了の効力発生日、あるいは最後の利用可能日の前に生じた全ての料金を支払う責任を負います。当社は、終了の効力発生日時点における残りの期間に応じた前払金を返還します。これが、9.4条における、**契約者**にとっての唯一の救済です。

- 9.7 開示の必要性 **VMware**または当社が、召喚、裁判所命令、政府機関による措置、その他の法律または規制上の要求によって、**契約者**の**コンテンツ**を開示するように求められた場合は (開示要求)、当社は、法律で禁止されていない限り、(i) 実務上可能な限り速

やかに**契約者**にその旨を通知し、当該開示要求のコピーを提供し、(ii) 関係する政府当局に対し、当社は、**契約者**の代わりのサービスプロバイダーであり、**契約者**のコンテンツへのアクセスのリクエストは書面で、**契約者**が指定する連絡窓口となる者に送られるべきであると(連絡先がすぐに提供されない場合は、関係する政府当局に対し、**契約者**の法務部に送るように指示します)知らせ、(iii) **契約者**から了解を得た場合のみ**契約者**のコンテンツへのアクセスを提供します。**契約者**からのリクエストがあれば、当社は、**契約者**の費用で、開示請求に異議を申し立てる合理的な手続を行います。**VMware**または当社が、**契約者**に連絡をとることを禁じられている場合には、**VMware**または当社は開示請求について検討し、はたして法的に有効かどうかを判定し、**VMware**または当社が開示請求は適用される法に従ったものと合理的に信じる場合を除き、開示請求に異議を唱えます。当社は、開示する範囲を、開示する義務ある情報に限定し、適用される法律に従って情報を開示します。

10. 秘密情報

- 10.1 **保護** いずれの**当事者**(以下「**受領者**」)も、本契約に基づく権利を行使し、義務を履行するためにのみ、または本契約によって別途許されている場合にのみ、本契約に関連して開示された**他方当事者**(以下「**開示者**」)の**秘密情報**を使用できるものとします。**契約者**と当社は、それぞれ、同様の性質を持つ自己の**秘密情報**を保護する場合と同じ態様で(ただし、いかなる場合も相当の注意以上の注意を用いて)、かかる**秘密情報**を保護するための相当な注意を払うものとします。受領者は、本契約の目的上、**秘密情報**を知る必要があり、本10条の規定と同等またはそれ以上に制限的な秘密保持義務を負う、受領者の従業員または第三者にのみ**開示者**の**秘密情報**を開示できるものとします。また、受領者は、9.7条(「**開示の必要性**」)に規定された手順に従って**開示者**の**秘密情報**を開示できるものとします。**開示者**の書面によるリクエスト、または**契約者**の本サービスに関する権利の終了時には、受領者はその保有する、あるはその支配下にある、**開示者**の**秘密情報**を(法に基づき保有する必要がある情報を除く)、速やかに、返還または破壊(求めがあれば破壊証明書)します。
- 10.2 **例外** 10.1条に基づき受領者が負う**開示者**の**秘密情報**に関する義務は、受領者が、当該情報が以下のいずれかのおりであることを書面の記録により証明できる場合には、生じないものとします。(a) **開示者**による**開示**時に受領者がすでにいかなる秘密保持義務も伴わず正当に知っていた情報、(b) 秘密保持の制約を伴わずに**開示**する権利を有していた**第三者**により受領者に**開示**された情報、(c) **開示**時に公知の情報または受領者の過失によらずして公知となった情報、(d) **開示者**の**秘密情報**へのアクセスまたは使用なしに受領者が独自に**開発**した情報
- 10.3 **差し止めによる救済** 本契約は、いずれの**当事者**の、10条の違反を理由とする差し止めを求める権利を制限するものではありません。

11. 一般条項

- 11.1 **譲渡 契約者**は、当社の事前の書面による承諾を得ずに、法の作用であるか否かにかかわらず本契約の全部または一部を譲渡または移転することはできないものとします。当社の承諾なくして本契約を譲渡または移転しようとすることは無効となり、本契約違反となるものとします。これらの制限に従うことを条件として、本契約は、**両当事者**ならびにそれぞれの承継人および譲受人を拘束し、その利益のために効力を生じるものとします。
- 11.2 **通知** 本契約に基づく当社から**契約者**への通知は、(a) **契約者**のアカウントに紐づくEメールアドレス宛のEメールにより(**契約者**が本受領方法を承諾された場合)、または、(b) **本サービス**のポータルまたは当社Webサイトに掲示することにより、提供されます。**契約者**は、法的通知またはその他の通信文を当社に宛てて送る必要があります。
- 11.3 **権利放棄** 本契約のいずれかの規定の違反に対する権利を放棄しても、それより後の同一規定の違反に対する権利を放棄したことにはならず、またはその他の規定の違反に対する権利を放棄したことにもならないものとします。
- 11.4 **可分性** 本契約のいずれかの規定が、無効または執行不能であると判示された場合でも、本契約の残りの規定は、実現可能な範囲で、有効に存続するものとします。
- 11.5 **法令遵守** **契約者**または当社は、それぞれ、本契約が企図する行為に適用されるすべての**法律**を遵守しなければならないものとします。
- 11.6 **不可抗力** いずれの**当事者**も、その合理的な支配を超える事由による本契約に基づく義務(**契約者**の支払義務を除きます)の履行遅滞または不履行については責任を負いません。これらの事由には、労使紛争、その他の労働争議、電力系統、電気通信、その他の共益設備の障害、地震、嵐、その他の自然災害、通商停止、暴動、政府の行為、政府命令、テロ行為、戦争が含まれます。
- 11.7 **解釈** 利用約款の条項の見出しは便宜上のものであり、利用約款の解釈には使用されないものとします。利用約款で使用される場合、「～を含む」という語は、「～を含むがこれに限定されない」を意味するものとします。
- 11.8 **言語** 本契約は日本語で作成されます。
- 11.9 **準拠法** 本契約は、日本の法律に準拠するものとします。法の抵触に関する規則の適用は、明示的に否定します。国際物品売買契約に関する国連条約は適用されないものとします。
- 11.10 **第三者の権利** 本契約中に明示的に定められる場合を除き、本契約に基づき、本契約の**当事者**ではない者のために権利が生じることはなく、本契約の**当事者**のみが、その条件を執行したり、本契約に含まれる除外または制限に依拠したりすることができるものとします。
- 11.11 **当事者の独立** 当社および**契約者**は、独立した**契約当事者**であり、本契約により、パートナーシップ、ジョイントベンチャー、エージェンシーまたは雇用関係を創出すると解釈されることはありません。**契約者**、当社またはその関係会社、役員、取締役または従業員

が、いかなる目的においても他方当事者のエージェントとみなされることはなく、また他方当事者を拘束する権限を有することはありません。

11.12 **優先順位** 本サービスの注文に関して契約者が発行した発注書またはその他の購入関連文書が本契約の条項と矛盾する場合または本契約の条項に条項、条件を追加する場合は、本契約の条項が優先するものとします。もし、本利用約款と、本サービス文書との間に矛盾がある場合は、サービス文書に準拠します。

11.13 **完全なる合意** 本契約は、随時変更されることがありますが、対象案件に関する契約者とVMwareの間のすべての合意です。本契約は、書面または口頭を問わず、対象案件に関する契約者とVMware間の従前または同時期のすべてのやりとり、了解事項、合意に取って代わるものとします。

12. 定義

「アカウント情報」とは、名前、ユーザーネーム、電話番号、Eメール アドレスおよび契約者のアカウントに関連する請求情報を含む、契約者のアカウントの作成または管理に関して、契約者が当社に提供した契約者の情報を意味します。

「秘密情報」とは、契約者のログイン認証情報、契約者または当社のいずれが本契約またはサービスに関して他方当事者に開示またはその他の方法で提供する未公開の技術、ビジネス、その他の情報または資料であって、有形の形式で「秘密」などとラベル表示して、また秘密である旨が状況から合理的に示唆される状況で提供される情報を意味します。

「データ処理に関する追加合意書」とは、現に有効なデータ処理追加条項を言い、ここをクリックしてみることができます(現時点のものは、別紙I “Data Processing Addendum” として添付)。

「ハイリスク業務」とは、例えば、航空機その他の多人数旅客運送、核施設、化学施設、生命維持装置、移植可能な医療機器、自動車、武器、その他類似の誤作動が人に傷害や死をもたらす、環境破壊を引き起こすような操作を含む、人身事故の可能性のある業務や適用を意味します。

「HIPAA」とは、医療保険の携行性と責任に関する法律 (Health Insurance Portability and Accountability Act.) (その改訂および補足を含みます) および当該法律に基づく規則を意味します。

「侵害クレーム」とは、サービスが、以下のいずれかの国の法律において第三者の特許、商標、著作権のいずれかを侵害している、または第三者の営業秘密を悪用している(ただし、悪用が契約者の行動の結果ではない場合に限り) という、第三者のクレームを意味します。ただし、契約者の本サービスの利用が以下の国に所在するデータセンターにて設定されている場合に限り。(a) 米国、(b) カナダ、(c) 欧州経済領域 加盟国、(d) オーストラリア、(e) ニュージーランド、(f) 日本、(g) 中華人民共和国(例: 日本のデータセンターにプロビジョニングされたサービスの利用に関する侵害請求は、日本法が適用されます)。

い場合に限り) という、第三者の請求を意味します。ただし、サービスの契約者インスタンスが以下の国に所在するデータセンターにプロビジョニングされている場合に限り:(a) 米国、(b) カナダ、

(c) 欧州経済領域加盟国、(d) オーストラリア、(e) ニュージーランド、(f) 日本、(g) 中華人民共和国 (例: 日本のデータセンターにプロビジョニングされたサービスのインスタンスに関する侵害請求は、日本法が適用されます)。

「**知的財産権**」とは、登録、未登録を問わず、著作権、商標、サービスマーク、企業秘密、特許、特許出願、人格権、その他すべての財産権を含む全世界における**知的財産権**を意味します。

「**法律**」とは、あらゆる法令、規制、規則または行政の要求もしくは命令を意味します。

「**ログイン認証情報**」とは、**契約者**のサービスへのアクセスおよび管理を可能とするパスワード、認証キー、セキュリティ認証情報を意味します。

「**オンプレミスサービス**」とは、カスタマーのオンプレミス環境にインストールされている**本サービス**に含まれていて、**本サービス**を使用し、アクセスするVMウェアソフトウェア (ある場合) を意味します。これには、**VMware**ソフトウェアは含まれません。

「**注文**」とは、**契約者**の**本サービス**の利用権購入を証する注文文書を意味します。もし、**契約者**が**本サービス**をオンデマンドで利用する場合、**注文**は、**VMware**のウェブサイトにおける**契約者**の**本サービス**の明細を記載したページを意味します。

「**当事者**」とは、**契約者**、または**VMware**を意味し、両当事者は**契約者**と**VMware**の両者を意味します。

「**サービス要綱**」とは、[ここ](#)に掲載されている特定のサービスに適用されるその時点で最新版のサービス説明書を意味します (現時点のものは別紙2 “Service Description, VMware Workspace”に掲載されている)。

「**サービスレベル合意書**」とは、[ここ](#)に掲載されている、特定のサービスに適用されるその時点で最新版のサービスレベル合意書を意味します。一部のサービスには、サービスレベル合意書がない場合があります (現時点のものは別紙3 “Service Level Agreement” として添付。ただし、SLAクレジットに関する記述は利用約款には適用されない)。

「**本サービス**」とは、**契約者**の**注文**に記載されている**VMwareCloud** サービスを意味します。**本サービス**には、評価サービスも含まれます。

「**サービス文書**」とは、(a) すべてのサービスに適用される**VMwareデータ処理追加契約書**、(b) 特定の**サービス要綱**、サービスについてのサービスレベルアグリーメント (存在する場合)、および (c) **サポートポリシー** (いずれも**VMware**により随時改訂されます) を意味します。

「**サブスクリプション期間**」とは、適用される**注文**に記載された、**契約者**のサービスの利用が許可された最初の期間と更新期間 (該当する場合) を合わせた期間を意味します。最初の期間は、以下のいずれか早い方の時点で開始します: (i) **契約者**がサービスの利用を開始した日、(ii) **契約者**が登録プロセスを完了した日、または**注文**や適用される**サービス要綱**で別途指定された日。オンデマンドのサービスについては、「**サブスクリプション期間**」とは、適用される**サービス要綱**の規定に従い、また**契約者**に対して請求が行われる、**契約者**がサービスを利用する期間を意味します。

「**サポートポリシー**」とは、[ここ](#)に掲載されている、その時点で最新版の**VMwareクラウドサービスサポー**

トポリシーを意味します(現時点のものを、別紙5“Support for VMware Cloud Service Offerings and VMware Success 360 TERMS AND CONDITIONS“として添付)。なお、サポートポリシーは、VMwareと当社との間の、VMwareサポートサービスの利用に関する条件を定めたものであり、当社と契約者との間のサービス内容について定めたものではありません。

「税金」とは、売上税、付加価値税、物品サービス税、使用税、総収入税、事業税、営業税、その他の税金(当社の法人所得税を除く)、輸出税および輸入税、関税、ならびに政府またはその他の当局により課される同種の課金を意味します。

「第三者請求」とは、(i) 契約者のコンテンツ、または(ii) 本契約に違反する、評価サービスを含むサービスの契約者による利用に起因する、または関連する第三者の請求を意味する。

「第三者コンテンツ」とは、第三者によって提供される、サービスに組み込まれていない、またはサービスの利用に必要ではないオープンソースソフトウェアを含む、サービスと相互運用されるコンテンツを意味します。例として、第三者コンテンツには、一般に入手可能なアプリケーションやカタログに掲載されているアプリケーションが含まれる場合があります。

「ユーザー」とは、契約者のログイン認証情報に基づき、直接、サービスまたは契約者のコンテンツを利用し、またはアクセスする権限を有する者を指し、契約者の従業員、請負事業者、サービスプロバイダー、その他の第三者が含まれる場合がありますが、契約者のエンドユーザーは含まれません。

「契約者」は、個人である契約者や、契約者が代理する法人(及び、該当する場合は、契約者のユーザー)を意味します。もし、法人のために本契約を締結する場合は、契約者は、当該法人を拘束する権限を有することを表明する。

「契約者のコンテンツ」とは、契約者またはユーザーにより、プロセス、ストレージまたはホスティングのためにサービスにアップロードされたコンテンツを意味します。ただし、(a) 第三者コンテンツ、(b) アカウント情報、は含まれません。本定義において、「コンテンツ」とは、データ全ての文字、音、映像、イメージファイル、及びソフトウェアを意味します。

「VMware」は、契約者の注文書の宛先が米国内にある場合、デラウェア州法人のVMware, inc. を意味します。もし、注文書の宛先が米国外の場合は、アイルランド法人のVMware International Unlimited Companyを意味します。

「VMware ソフトウェア」とは、当社の商取引用価格リストに記載されているソフトウェアプログラムを意味します。

(2021年10月1日改定)